

【未定稿】

(案)

薬生発●●第●号
平成31年●月●日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

平成31年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業
の実施について

標記事業について、別紙「平成31年度地域における薬剤師・薬局の機能強化
及び調査・検討事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、
事業を円滑に運用されたい。

別 紙

平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業実施要綱

第 1 目的

平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業（以下「本事業」という。）は、平成 30 年 12 月 25 日付け厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改正に関するとりまとめ」にある「第 3 薬剤師・薬局のあり方」（以下「薬剤師・薬局のあり方」という。）を踏まえ、地域における薬局の機能強化及び連携体制構築のための調査や検討を実施することを目的とする。

第 2 事業実施者

本事業の実施者は都道府県とする。ただし、都道府県は事業の一部を再委託することができる。

第 3 事業内容

1 実施すべき事業について

（1）事業の実施体制

事業実施者である都道府県が中心となり、上記目的及び（2）の内容を参考に、地域の実情に応じた事業の具体的な内容について実施計画書（任意様式）を策定し、計画に沿って本事業を実施すること。

（2）内容

事業実施者は、薬剤師・薬局のあり方を踏まえ、地域における薬局機能強化や連携体制構築のため、地域の現状や課題を把握するための調査を実施し、かつ、医師をはじめとする多職種（歯科医師、看護師、介護職員、管理栄養士、理学／作業療法士等）、他機関との連携協議体等の場を作り、必要な方策の検討を行う。

なお、必要に応じて課題解決のための事業を実施しても差し支えない。

課題解決のための事業例)

- ・ 薬薬連携等を推進するための地域連携を行う人材育成事業
- ・ かかりつけ薬剤師を推進するための人材確保事業
- ・ 薬剤師が患者の医薬品の服用期間を通じて、一般用医薬品を含む服薬状況を把握し、薬学的管理を継続的に実施する手法の検討
- ・ 薬剤師が患者の服薬状況・副作用等の発現状況等について把握し、かかりつけ医をはじめとする多職種（訪問看護師、介護支援相談員、地域包括支援センターの職員、管理栄養士等）と情報連携を実施する手法の検討
- ・ 地域の患者からの調剤や薬学的管理の求めに応えることができる体制を地域で構築するため、地域内の薬局が協力して、医薬品等の在庫の確保、休日・夜間の対応、在宅訪問薬剤管理指導等を行う仕組みの構築

(3) 本事業の実施の周知

本事業の実施にあたっては、調査結果及び連携協議体等における検討結果並びに課題解決のための事業を実施する場合にはその成果について、地域の多職種、他機関、関連市町村等とも連携し、地域の広報誌、ホームページ等を十分に活用して周知すること。

また、必要に応じて各種の報道機関等に対しても資料を提供すること等により協力を求め、地域住民等に対しても本事業を周知すること。

(4) 本事業の実施の成果の把握

本事業の実施にあたっては、地域の現状や課題を把握し、必要に応じて課題解決のための事業を実施することで、薬剤師・薬局のあり方に向けた具体的な取組み等の今後の方策を報告書としてとりまとめること。

なお、課題解決のための事業を実施する場合には、薬局における取組が事業実施前と比較して、患者や地域住民にとって効果があったことが示されるようにすること。また、評価指標については、説明会や研修等の開催や参加人数のみとせず、患者の行動や医学・薬学的な評価等を把握するようにすること。

評価指標例)

- ・かかりつけ薬剤師・薬局を選択した患者数の変化
- ・他機関や他職種との情報連携数
- ・在宅における残薬の管理や不適切な多剤投薬の整理に関する成果（処方提案、処方変更数等）

(5) 本事業の（中間及び最終）報告書の作成及び実施成果等

年度途中で、厚生労働省が定める様式により中間報告書を作成し、提出すること。

また、本事業の実施後、事業の内容、地域の現状や課題、課題に対する今後の方策等の検討内容を含んだ最終報告書（任意様式）を作成すること。

なお、今後の方策等については、実施予定の内容にかかるスケジュール等についても盛り込むこと。

2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこと。

- (1) 本事業は、患者のための薬局ビジョン(平成 27 年 10 月厚生労働省公表)、薬剤師・薬局のあり方等の厚生労働省の施策を踏まえた事業を実施すること。また、課題解決のための事業を実施する場合には、単に形式的な窓口の設置、各事業に関する研修会の実施及び啓発資材の配布のみの事業とならないよう、地域における課題を踏まえた実効性のある取組を行うこと。
- (2) 本事業において、診断、医学管理等の医行為に係る事業を行わないこと。
- (3) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。
- (4) かかりつけ薬剤師・薬局を推進する取組み等について情報共有等を促すため、地域ブロックごとの協議会を年 1 回程度開催する予定であるため、参加及び協力すること。

第4 その他の事務手続きについて

- 1 上記第3 1 (1) で作成した実施計画書については、平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業委託費交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書に添付すること。
- 2 上記第3 1 (5) で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。
- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月29日までの日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、平成31年●月●日より適用する。

【未定稿】

(案)

事務連絡
平成 31 年〇月〇日

都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業について

平素から薬事行政の推進につきまして、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 31 年度の予算事業として、地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業（以下「本事業」という。）を行う予定であり、本日、「平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業の実施について」（平成 31 年●月●日薬生発●●第●号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において「平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」を示したところです。つきましては、下記に従い、期限内に事業応募書等の提出をお願いいたします。

なお、御不明な点等がございましたら、【提出先・照会先】まで御照会下さい。

記

1. 提出書類等

(1) 提出書類、部数及び提出方法

書面により、以下のア～オを各 1 部、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事務担当者へ提出してください（郵送）。

また、ア～オの電子媒体を厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事業内容担当者へ提出してください（メール）。なお、電子媒体のファイル名は各ファイルがア～オのどれに該当するかがわかるようにしてください。

ア 事業応募書

イ 平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業実施計画書（案）

ウ 平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業積算内訳書（案）

エ イの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

オ ウの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

※申請者欄だけでなく、都道府県名や地域名等の応募者を特定可能な情報は全て黒塗りしてください。

(2) 提出期限

平成 31 年 3 月 28 日 (木) 必着

2. 交付予定額

以下の金額を目安に、平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき決定された金額を交付します。

3, 0 0 0 千円

3. 応募事業の審査

本事業の採択については、医薬・生活衛生局総務課において、応募要件に該当する旨を確認した後、当省に設置する平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いて定めた審査基準に基づき、審査委員会が以下の審査手順により採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(1) 審査手順

ア 書類審査

審査委員会により、3. (2) の審査項目に基づき書類審査を実施します（提出書類については、1. (1) の提出書類、部数及び提出方法を参照してください。）。

イ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、都道府県に対してヒアリング審査を実施します。

ウ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、事業を採択します。

(2) 審査項目

以下のア～ウの事項において、総合的に優れている事業を採択します。

ア 応募者の実施体制について

- ・ 本事業終了後、課題解決に向けた取組みを実施するための体制を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 医師をはじめとする多職種、他機関との連携協議体等の場を具体的に示しているか。
- ・ 平成 30 年度の患者のための薬局ビジョン推進事業に採択された都

道府県においては、「平成 30 年度に採択された内容をどのように継続していくか」について、明確かつ具体的に示しているか。

イ 実施予定の事業内容について

- ・ 「患者のための薬局ビジョン」、「薬機法等制度改正に関するとりまとめ（平成 30 年 12 月 25 日付け厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会）『第 3 薬剤師・薬局のあり方』」等の厚生労働省の施策に即しているか。
- ・ 実施予定の事業スケジュールは実現可能なものとなっているか。
- ・ 事業実施者として、都道府県衛生主管部（局）薬務主管課は「地域の現状や課題を把握するための調査をどのように行うのか」を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 「地域の現状や課題を把握し、その解決のために必要な方策の検討をどのように行うのか」を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ モデル事業を実施する場合、その効果を評価できる指標を明確かつ具体的に示しているか。

ウ 事業の周知方法及び成果等について

- ・ 「事業の実施に際して、調査結果及び連携協議体等における検討結果等について、どのように広く周知するか」を明確かつ具体的に示しているか。

(3) 審査結果の通知等

審査結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募した都道府県に対して通知する予定です。なお、本審査による採択については、予算が成立しなかった際は無効となります。

4. 留意事項

- (1) 本事業の事業応募書等の作成にあたっては、別添の交付要綱（案）及び実施要綱を参照してください。
- (2) 積算内訳書（案）について、「備品費」は、賃借が不可能な場合や賃借よりも購入の方が安価な場合等の特段の事情がある場合のみ計上することができます。
また、計上する場合には、個別の品目名を記載してください。
- (3) 事業の一部を再委託する場合には、再委託先の積算内訳を明確にすること。また積算根拠については事前に確認する場合があるので、可能な範囲で詳細に記載すること。
- (4) 本事業の開始日は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日となり、本事務連絡で依頼する事業応募書等の作成のために支出した経費は補

助の対象外となるので、留意してください。

(5) 本事業は、原則精算払いとなるので、留意してください。

5. 今後のスケジュール（案）

3月下旬 各都道府県からの提出締め切り

※応募書の提出を予定する場合は、その旨について、平成31年3月15日（金）までに事業内容担当宛連絡（電話、FAX、メール等）をお願いします。

4月下旬 国において審査、採択・不採択の連絡

5月中旬 国から基準額通知の発出（内示）

※当該通知発出日以降に、事業の開始が可能となります。

6月中旬 交付申請書の締め切り

9月下旬 交付決定

【提出先・照会先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

手続担当：奈良（内線 2713）nara-yuuta@mhlw.go.jp

事業内容担当：中川（内線 4212）nakagawa-yoshitsugu@mhlw.go.jp

【未定稿】

(案)

文 書 番 号
平成 年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局長 殿

都道府県知事

印

平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業応募書

平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業の応募にあたり、下記の関係書類を添えて提出します。

1. 平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業実施計画書（案）
2. 平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業積算内訳書（案）

記載欄の大きさは、適宜調整してください

平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業
実施計画書（案）

■申請者

都道府県名	
所在地	
事業担当者の所属・氏名	
連絡先	
メールアドレス	

■実施予定内容

「実施事業名」、「実施予定の事業内容」、「実施スケジュール（予定）」、「審査項目への対応状況」を記載してください。

- ・「実施事業名」は、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課が公表する可能性があることを留意してください。
- ・「実施事業名」は、事業名ではなく、事業で実施する内容がわかるようにしてください。
- ・「実施予定の事業内容」は、実施要綱を踏まえ記載して下さい。
- ・「実施スケジュール（予定）」は、事業の開始から終了までの予定を記載して下さい。
- ・「審査項目への対応状況」は、「実施予定の事業内容」に即して具体的にわかりやすく説明して下さい。

【実施事業名】

【実施予定の事業内容】

--

【実施スケジュール（予定）】

平成31年●月	●●事業のための調査実施
平成31年●月	●●連携会議
平成31年●月	●●を開始
平成31年●月	●●の結果を踏まえ、●●を開始
平成31年●月まで	●●を終了
平成32年●月まで	●●を終了（今後の実施予定にかかるスケジュール等を検討）

【審査項目への対応状況】

実施予定の事業について、下記項目に回答してください。

項目	実施予定の事業に関する回答
本事業終了後、課題解決に向けた取組みを実施するための体制を明確かつ具体的に示しているか。	
医師をはじめとする多職種、他機関との連携協議体等の場を具体的に示しているか。	
平成 30 年度の患者のための薬局ビジョン推進事業に採択された都道府県においては、「平成 30 年度に採択された内容をどのように継続していくか」について、明確かつ具体的に示しているか。	
「患者のための薬局ビジョン」、「薬機法等制度改正に関するとりまとめ（平成 30 年 12 月 25 日付け厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会）『第3 薬剤師・薬局のあり方』」等の厚生労働省の施策に即しているか。	
実施予定の事業スケジュールは実現可能なものとなっているか。	
事業実施者として、都道府県衛生主管部（局）薬務主管課は、地域の現状や課題を把握するための調査をどのように行うのか。	
地域の現状や課題を把握し、その解決のために必要な方策の検討をどのように行うのか。	
課題解決のための事業を実施する場合、その効果を評価できる指標を明確かつ具体的に示しているか。	
事業の実施に際して、調査結果及び連携協議体等における検討結果等について、どのように広く周知するか	

■その他参考となる資料（事業内容がわかる資料（パワーポイント）等 10 枚以内

平成 31 年度地域における薬剤師・薬局の機能強化及び調査・検討事業積算内訳書（案）

区 分	支出予定額	積 算 内 訳
	円	
諸 謝 金		
旅 費		
備 品 費		
(※)		
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
通 信 運 搬 費		
借 料 及 び 損 料		
会 議 費		
賃 金		
給 与 費		
雑 役 務 費		
委 託 費		
合 計		

※ 総事業費ではなく、交付予定額ベースで記載してください。

※※「備品費」は、賃借が不可能な場合や賃借よりも購入の方が安価な場合等の特段の事情がある場合のみ計上できるものとします。また、計上するにあたっては、個別の品目名を記載してください。

※※※事業の一部を再委託する場合には、再委託先の積算内訳を明確にすること。また積算根拠については事前に確認する場合がありますので、可能な範囲で詳細に記載すること。

